

日本小児神経学会 東北地方会 会則

第 1 章 名称・事務局

第 1 条 本会は日本小児神経学会東北地方会と称する。

第 2 条 本会の所在地を次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1 東北大学医学部小児科

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は小児神経学及びその近接領域に関する研究の促進と知識の普及を計り、併せて神経疾患を持つ児（者）の医療と福祉に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

(1) 学術集会の開催

(2) 関係諸学会・研究会との協力活動

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員は、下記のいずれかに該当し、当該年度の会費納入を含めて、所定の手続きを完了したものとする。

(1) 正会員：東北地区の医療機関に関与する日本小児神経学会会員あるいは小児神経学に関心を有する者で、本会の目的に賛同する者。

(2) 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業に賛助しようとする者・団体

第 6 条 会員は学術集会に参加・研究発表を行い、各種事業に参加する。

第 7 条 会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 本人の申し出による退会

(2) 特別の理由なく会費を滞納し、2 年間を経過したとき。

(3) その他、第 3 条の目的に著しく違背する行為があり、役員会および総会において除名を決議されたとき。

第 8 条 名誉会員は、本会の趣旨に関し特に功績のあった者で、運営委員の推薦により、運営委員会および総会の承認を受けた者とする。 名誉会員は会費が免除される。

第 4 章 役員とその任務

第 9 条 本会に次の役員を置く

会長 1 名 次期会長 1 名

運営委員長 1 名

運営委員 若干名

監事 2 名

事務局長 1 名

第 10 条 会長、次期会長、運営委員、監事、事務局長は運営委員会を組織し、本会の運営に関する事項等処理する。

第 11 条 会長、次期会長は運営委員会の推薦により毎年選出され総会の承認を得るものとする。

る。会長は学術集会および総会を主催する。

第 12 条 運営委員は正会員の中より運営委員の推薦により選出され、運営委員会ならびに総会の承認を得る。

第 13 条 運営委員長は運営委員の互選により定める。 運営委員長は、本会を代表するとともに会務を総括する。

第 14 条 監事 2 名は正会員の中から運営委員会の推薦により、総会の承認を経て委嘱する。 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査し、運営委員会で報告する義務を負う。

第 15 条 本会の事務を処理するため、事務局長を定める。 事務局長は運営委員の互選により選出する。 事務局には、事務幹事若干名をおくことができる。

第 16 条 会長の任期は選出された総会の終了から次期総会終了までとする。 運営委員長、運営委員、事務局長、監事の任期は 3 年とする。 ただし、再任を妨げない。

第 5 章 会議

第 17 条 総会は原則として毎年 1 回開催し、会長がこれを召集し、議長も務める。 開催の期日、場所については、会員に事前に通知するものとする。

第 18 条 総会は正会員 10 分の 1 以上、運営委員会は運営委員の 2 分の 1 以上の出席を必要とする。 総会、運営委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、それぞれ会長、運営委員長の決するところによる。 前もって通知された総会および運営委員会議題についての委任状は出席者とみなす。

第 6 章 会計

第 19 条 本会の会計は会費、寄付金ならびにその他の収入をもってこれにあてる。

第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 7 章 付則

第 21 条 本会の会則は運営委員会で提案し、総会の承認によってこれを変更することができる。

第 22 条 運営委員の選出にあたっては、地区的分布を考慮する。

第 23 条 本会則を施行するための細則は、運営委員会の議を経て定める。

細則

第 1 条 本会則は平成 7 年 11 月 26 日より実施する。

第 2 条 年会費は会員 2,000 円とする。

第 3 条 平成 29 年度については、本会の会計年度は平成 29 年 10 月 1 日に始め、翌年 3 月 31 日に終了とする。

第 4 条 本会からの学術大会等への補助については、別に定める。

平成 7 年 11 月 26 日 設立
平成 29 年 10 月 20 日 変更
令和 2 年 11 月 4 日 変更
令和 3 年 11 月 17 日 変更